

令和4年度 第1回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

1 日 時

令和4年6月29日（水） 午後4時30分から6時5分

2 場 所

尼崎市教育・障害福祉センター3階 教育委員会室

3 出欠状況（順不同）

- ・出席委員 8名
- ・欠席委員 4名
- ・出席職員 社会教育部長以下8名

4 会議成立の報告

社会教育委員の任期について、8名が6月末もしくは7月末で満了を迎える。

継続委嘱期間は10年を超えないこととされており、濱田委員は6月末、寺岡委員は7月末をもって10年となるため退任となる。江田委員は6月末で10年を迎えるが、議長に就任されていた期間は2期相当の4年を上限に継続期間から除外できるため、委員を継続いただく。

江田委員、寺岡委員、濱田委員へ教育長より感謝状を贈呈。

教育長より挨拶。定数12名中9名が出席し、会議が成立している旨を事務局より報告。

議長は、社会教育委員会議開催要綱第3条の規定により任期は1年、再任を妨げないとしているが、江田議長から社会教育委員就任10年を機に辞退の申し出があり、社会教育委員会議開催要綱第2条の規定に基づき、委員の互選で、芹澤委員が議長、宇都宮委員が副議長に選出された。

5 会議内容

協議事項

1. 特定歴史的公文書の利用請求サービスについて

歴史博物館の職員より資料に基づき説明後、意見交換を行った。

【主な内容】

委員：

兵庫県の市町で初めての取り組みの理由、他がまだ始めている理由を知りたい。

歴史博物館職員：

平成21年施行の公文書管理法第34条により、自治体でも同様の条例を作り、利用請求制度を行うよう定められており、令和4年4月1日に「尼崎市公文書の管理等に関する条例」を制定、施行

した。条例制定は自治体の義務ではないが、制定すると特定歴史公文書の利用制度の運用が規定され、つまり公文書館の事業実施が必要となる。公文書館を単独で設けている自治体は必ずしも多くないようで、新たに組織や施設を設ける必要があるため、なかなか足が踏み出せないところもあるかと思う。本市は1975年に地域研究史料館を設け、この分野では他の自治体に先駆けて実施しており、需要も非常に多いので、兵庫県内初の実施となったと考えている。

委員：

既に資料請求のあった7人の方は、関東の方から尼崎に何の興味や関心を持って来られたのか、話せる範囲で教えて頂きたい。

歴史博物館職員：

抽象的な話になるが、5月の1件と、今度7月に利用される方も関東の大学の研究者。現在、当館では明治期から昭和のある年代まで約2,000冊を公開しており、必然的に利用の方も歴史的調査研究的な理由が多く、例えば立花村の昭和年代の公文書を見たい等の理由となっている。また、毎年このアーカイブズに学外実習で来られている大阪の大学研究機関の研究室の皆様に、単に見学するだけではなく、今回は自分で特定歴史的公文書を請求して見て頂いた。学校教員を目指しているゼミの学生さん6人で、それぞれのテーマ、関心で主に昭和前期の公文書を閲覧して頂いた。

委員：

尼崎市の歴史を研究や興味を持ってくださる方が多いことは、市民として嬉しく思った。

委員：

せっかくの制度なので、生涯学習プラザ等で、ゼミ生さんがされた様な請求をして閲覧することを講座としてぜひ取り組んでいただきたい。

歴史博物館職員：

今、大学等に利用を呼びかけているが、そういった発想をヒントに考えたい。

議長：

歴史的公文書の利用制限解除の審査基準は、内部文書か、オープンな資料なのか教えて欲しい。

歴史博物館職員：

この審査基準は市の内規として定めたものだが、webサイト上にも公開している。

2. 2022（令和4）年度 尼崎市立図書館事業計画（案）

中央図書館長から資料に基づき説明後、意見交換を行った。

【主な内容】

委員：

こちらに記載の事業計画は、中央図書館のみになるか。

中央図書館長：

そうである。北図書館は指定管理に対するモニタリングで評価を実施しており、「尼崎市立図書館基本的運営方針」に基づき、この計画とは別に、「北図書館おける図書館サービスの充実化」ということで実施している。

• 委員：

指定管理でも、市民にとっては中央図書館も北図書館も図書館に変わりなく、社会教育委員には図書館の事業を知らせる必要があると思う。中央図書館おはなしの会が毎週土曜日にあると分かるが、北図書館は全く分からないのはどうか。指定管理ではモニタリングでの評価があるとされれば社会教育委員は見ることはできないわけで、この時期に必ず年間計画・事業計画が出ているはずなので、参考資料として出していただきたい。

委員：

実は、ボランティア活動で視覚障害者の方と北図書館で関わりを持っているが、計画との関係性が分かりにくい。「北図書館における図書館サービス充実化」と出てくるが、イベントのタイトルも違っている。例えば「読み書き機器展」とあるが、正しくは「人にやさしい読み書き機器展」である。北図書館では、読書会、朗読会は、コロナ禍でも工夫していただき、他の施設のグループが出来なくなる中、先日 165 回まで朗読会を続けることができ、とても幸せに思う。また、障害者室で視覚障害の方達のコミュニティがあったが、皆さん高齢になり、自然消滅したような感じで残念に思う。北図書館で始まった視覚障害者協会の方達がスタートしていただいた時は、視覚障害の方達が使う機械とかそういうのは今もそうなのですね、コロナ禍では出来なくなったが、メガネの会社の方が大きい虫眼鏡や読書機器などくださっているので、視覚障害の方たちが来られて、名刺を作ったりできた。視覚障害の方たちにも点字講座をして頂きたい。「人にやさしい読み書き機器展」ができていた頃は、多目的室が休憩所になり皆さん交代で休憩し、私たちのようなボランティアが交流できた。市内に立派な建物がたくさんできたが、視覚障害の方たちがコミュニティを作れるような場所が欲しい。以前は北図書館の障害者室が中心で、職員の方もついてくださった。障害者の方たちも参加され、私達はお手伝いで CD とかを作成するのが役割で、議会だよりや広報誌を今みんな必死で録音している時なのですけれど、そんなことを私たちが話しながら利用の方にも、こういう施設ができたのも紹介したいし、ボランティアセンターがまた引っ越しして、今の場所は今年度いっぱいなんですね、だからそういうのが私もずっとここで社会教育委員をしているけれど、やっと分かって意見が言える時が来たら、はしごがなくなっている、そんな感じである。

中央図書館長：

図書館要覧では、毎年、北と中央を対比して報告し、モニタリングに関しても全てホームページで公開しているが、社会教育委員の皆様には紙ベースでお配りする。指定管理の評価の仕方も変わっており、話し合いをもとに評価する形で、何度も北図書館と話し合っていて進めている。障害者サービスについては、北図書館を指定管理に出した時も、直営で市がやるものだという思いがあり、指定管理になって 10 年以上になるが、今も市職員の担当を決め継続し実施しているが日々に違う場所に行くので、普段、北図書館での皆様との交流が十分でないということを実感している。

委員：

朗読会も載ってないので、ゼロみたいに思ってしまう。

委員：

小学校では北図書館のおはなし配達が、子どもたちは凄く楽しみで、私が担当している頃もお話の世界のろうそくでほっとする、ほっこりした時間が大事な時間だった。コロナでなくなり、GIGA スクール構想で ICT が進むにつれ、活字離れが起きている中、私たちは子どもたちが読書離れにならないように、学校の中で色々な仕掛けをして本に親しませている。「小学校及び中学校図書室とも連携し」

にすごく興味を持ったので、このことについて教えて欲しい。

中央図書館長：

小学校の図書室でボランティアをされている方々の講座は、学び支援の事業になるが、中央図書館の職員が講師として、図書の修理の仕方や、本の選び方などお話できればと思う。今年から中学校の図書室にも司書の方がおられるので、先ず、中学校図書室での困りごとや課題を調査し、学校教育課で集合研修なども企画されているので、課題の解決のお手伝いが出来ればと思う。あと中学生向けにお勧めの本をまとめたリーフレットをお配りして中学校の図書室に貼っていただいている。小学校に対してはおすすめ 100 冊の本、長期の休み前には、推薦のお勧めの本のリストを送り、活用いただいている。

委員：

児童数に対して学校予算がつくので、小さい学校だと毎年本が増えない。そういったところにも少し学びに向き合ってもらえたらと思う。

委員：

公民館が生涯学習プラザに代わって、社会教育委員は検討する事項が減った。社会教育施設については、きちっとご報告を頂き、委員の皆さんにお知恵を頂く場にならなければならないと思う。図書館だけではなくスポーツ関連施設も、社会教育委員会議で出していきたい。指定管理である、ないに関わらず、一望したいので、図書館の年間計画やスポーツ施設の概要、開催される大会など大まかなものを社会教育委員として知りたい。本当はそれプラス社会教育関連施設でないものについても、市民の色々な学習についても皆さんの意見が出ると思う。最低限、社会教育の関連施設については、同時に同じものを用意して欲しい。

社会教育部長：

今回お示しした図書館の事業計画については、年度終了後、自己評価をして、皆様にご提示する中でご意見をいただき、翌年度の事業に活かしていくという形で PDCA を回していきたい。北図書館についても、先程のご意見を踏まえ評価をしっかりと、皆様にご提示したい。その他、歴史博物館やスポーツ振興の取組などについても、逐次報告する機会を設けていきたい。

議長：

全体像というご意見と非常に具体的なご意見がでたので、そのあたりを自己評価の段階で、少し細かく見て頂きたいと思う。

委員：

図書館のことで、方針 1 の中の YouTube は、どちらかと言えば若者のコンテンツかと思っていたが、ビブリオバトルは入ってこないのか。方針 2 のところのビブリオバトルは年 6 回だが、方針 3 のビブリオバトルは城址公園で開催するのが 2 回だが。

中央図書館長：

城址公園は暑かったり寒かったりしてできない。年 4 回です。

委員：

年間 4 回のうち 2 回を外で実施ということか。若者コンテンツだが、どちらかと言えば。今の図書館ビブリオは大人の回がすごく多いと思う。市内の中学校、高校の子どもの視点で自分の好きな絵本をこんな本ですと出される方が同年代に響くかと思う。そこから入って行くのもいいと思うし、これか

らのコンテンツに若い子たちが触れてゆく機会にもなると思うので、若い年代のイベント、中学、高校のイベントとコラボもあってもよいかと思った。

中央図書館長：

ビブリオバトルを募集しても、中学生、高校生など若い方の参加が少なく、今後、中学校など回っていった時に、図書室に来るような子へ声を掛けてもらうようなお願いをしたい。

委員：

図書委員会のイベントにしてもらってはどうか。

3. コミュニティー・スクールの進捗状況について

【主な内容】

委員

下坂部小学校の運営協議会に属し、下坂部小学校あるいは小田地区のことに関することになるが、昨年度、一昨年度はコロナ禍で会議すら持てず、先生方ともお目にかかれず、子どもたちのことも何もできなかった。今年は、少しずつ動いてきていると実感している。市内のコーディネーターが集まり、リモートでどこかの市の方の研修があったが、他市の成功例によるコーディネーターの意見も参考にはなるが、私たちは、尼崎で住んで、尼崎で子育てをしているので、コーディネーター同士が集まり、座談会のような意見交換の場が本当に身になると実感している。そのような機会をもっと増やしてもらえると、他地区のコーディネーターの方の意見も聞けるし、横の繋がりができる。下坂部小学校では昨年度から校長先生と教頭先生だけでなく、子ども達に1番接している各担任の先生にお目にかかる機会が実現し、先日もお顔合わせができた。今年度は先生方から希望や意見、子どもの様子など細かに聞いた。野菜作りのアドバイスが欲しいと要望があったが、私たち委員の中だけではなかなか意見やアイデアが出てこなかったので、他地区のコーディネーターの方々とも交流できると、あそこの地区の方に聞いたら分かるかもと繋がっていくと思う。コーディネーターの横の繋がりが1番大事だと思うので、他市の講演会よりも、全市でも地区ごとでもいいので交流会がいい。

社会教育課長：

これまでの研修会でも、グループワークが盛り上がり、コーディネーター同士の横の繋がりはとても有益なのだと思うので、ご意見を参考にしたい。園田地区はコーディネーター同士の集まりを2か月に1回くらいされている。こちらから園田の事例をご紹介して、もしよかったら繋がってくださいと提案するのもいいのかもしれない。

委員

グループワークの時に他地区の方と交流し、そんなことができているのかと気づきにつながる機会が増えればと思う。

社会教育課長：

参考にしたい。一般の先生方と繋がることは大事で、関心をお持ちの先生もたくさんいらっしゃる。今年度の管理職研修は一般の先生方にも受講していただけるようにしたいと考えている。他市の事例もよいが、尼崎の事例も研修の中で盛り込めるよう検討したい。

4. 業務委任契約に係る尼崎市 PTA 連合会と尼崎市教育委員会事務局の取組みについて
社会教育課長より、資料の説明後、意見交換を行う。

令和2年度から3年度にかけ、PTAの活動についてご協議をいただいた。その議論の中心にあったのは、PTAの皆さんが活動しやすくするためにどうしたら良かったと思う。そういった議論を踏まえた後に、尼崎市 PTA 連合会会長のリーダーシップのもとに令和3年度の末に動きがあったので報告する。

【主な意見】

委員：

記載されている委任契約、委任の内容は、今まで PTA さんが独自でやられていたのか。

社会教育課長：

学校ごとに PTA があり、単位 PTA と言われている。先んじてやっている単位 PTA もあったが、学校によって事情が違ふこと等、委任契約をしているところとしていないところがあった。昨今色々な問い合わせが増え、PTA の方も予期せぬトラブルもあり、連合会の会長から、各単位 PTA の会長に委任契約のひな型についての情報発信がなされた。

委員：

ただでさえ多忙な業務の教師が、PTA の業務もプラスされるのは大変ではと気になった。

社会教育課長：

契約書の5条で「なお、甲、乙において、1か月前に相手方に書面にて通知する事により、本契約を解除することができるものとする。」とあり、学校と P T A 会長が1回契約すればずっと使えるよう工夫されていると思う。

5. 令和4年度社会教育委員会議における協議内容について

社会教育関係事業の進捗状況や今後の進め方、また令和元年に設置された生涯学習審議会と社会教育委員会議の連携等についての協議を考えている。

【主な意見】

委員：

生涯学習審議会と社会教育委員会議との連携について、具体的にどの様なことをお考えなのか。

社会教育課長：

これまで生涯学習審議会でのどのような審議がされているのか、生涯学習審議会ができた時に、公民館的な部分がどのように変わっていくか、情報収集が十分できていなかったのではないかというお話があったかと思う。そういったところを、生涯学習推進課とも協議をしており、双方に情報が共有できる仕組みができないか検討している。

以上